

地方公共団体の個人情報保護制度 の検討について

令和元年12月13日



個人情報保護法関連法体系のイメージ

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

国の行政機関

独立行政法人等
個人情報
保護法

独立行政法人等

個人情報
保護条例

地方公共団体等

<公的分野>

※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

個人情報保護法 平成27年改正法附則（抜粋）

（検討）

第十二条

1・2 （略）

3 政府は、前項に定める事項のほか、**この法律の施行後三年ごとに**、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の**施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

4・5 （略）

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する**個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」 (平成31年4月25日 個人情報保護委員会) (抄)

第3章 個別検討事項

第7節 その他の論点

- 官民を通じた個人情報の取扱いに関する論点も複数指摘されたところであり、具体的には、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等の法律等の統合を求める意見や、委員会が行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いについても所管することを求める意見等があった。この論点に関する政府としての検討に際しては、委員会としても適切に対応していく必要がある。

日EU間の個人データ移転に係る取組

✓2016年7月 個人情報保護委員会が、日EU間で**相互に**データ移転の枠組みを構築する取組方針を決定

✓2016年12月 経団連・ビジネスヨーロッパによる要望

✓2017年7月 日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策（※）等について確認

※日本側：個人情報法第24条に基づく**EUの指定**

EU側：GDPR第45条に基づく我が国の**十分性認定**

✓2018年7月 当局間で、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組み構築について**最終合意**

✓2018年9月 欧州委員会による十分性認定の手続き開始

✓2018年12月 欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択

✓2019年 1月15日 欧州委員会加盟国による決議

23日

個人情報保護委員会によるEU指定

欧州委員会による十分性認定

相互の個人データ移転の枠組みが即日発効

3年ごとに見直し中間整理の意見募集に対する御意見

(官民を通じた個人情報の取扱いの円滑化を求める声)

1. 日本経済団体連合会 (情報通信委員会企画部会)

国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者の個人情報についての取り扱いを統一化するとともに、個人情報保護委員会が民間部門だけでなく、公的部門における個人情報の取り扱いも所管すべきである。

(理由)

- ・ 国の行政機関や国立大学法人等が個人情報保護法に定める義務・罰則等の適用対象ではなく、わが国における個人情報の規律が統一されていない。
- ・ 地方公共団体が独自に制定する個人情報保護条例において、個人情報の定義や制度内容に差異が存在するほか、行政機関個人情報保護法等にはない規制を設ける場合があり、官－官・官－民の円滑な情報流通を妨げている。

2. モバイル・コンテンツ・フォーラム

国際間でのイコールフットイング、データの流通促進を図るためには、個人情報保護法が国際的な基準や水準を確保していること、個人情報保護委員会が行政や自治体を所管していることは前提である。また、このことを前提とするならば、条例2000個という事態はあり得ない。

行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進に民間の活力を利用するため、日本企業が海外のビッグテックと競争し、グローバル展開をするために、この課題は早急に解決することが求められる。

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱（骨子） （令和元年11月29日 個人情報保護委員会）（抄）

Ⅶ. 官民を通じた個人情報の取扱い

1. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化

行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘を踏まえ、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。

2. 地方公共団体の個人情報保護制度

現在条例で定められている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について地方公共団体等と議論を進める。

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会①（概要）

1. 目的

地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、これまで検討が十分になされている状況にないため、関係者による意見交換の場として、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体や、総務省の協力を得つつ、実務的な意見交換を行う。

2. スケジュール

令和元年12月2日（月）第1回会合開催

3. 構成員等

東京都、神奈川県、山梨県、神戸市、和泉市、五霞町、那賀町、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、個人情報保護委員会事務局
（オブザーバー参加：総務省自治行政局地域情報政策室）

4. 意見交換項目

以下の事項に係る実務的論点の整理

- ① 個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方
 - ② ①の見直しの方向性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方
- 等

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会②

懇談会における論点（素案）

例えば、以下のような論点が考えられるのではないか。

- **個人情報保護条例の実態把握**
 - ・ 規定内容（個人情報の定義・範囲、外部提供の際の手続等に関する規定等）
 - ・ 運用実態（条例の執行状況）
 - ・ 運用体制（各団体の担当部局、組織体系、担当職員数等）
 - ・ 自治体間の連携状況
- **個人情報保護審査会の取扱い**
 - ・ 審査会の委員選任に係る課題
 - ・ 個人情報の外部提供等に係る審査会の答申の役割
- **情報公開制度との調整**
 - ・ 情報公開制度との運用の一体性の状況
- **住民との関係**
 - ・ 本人情報の開示請求等の対応状況
- **個人情報の利活用の状況**
 - ・ 非識別加工情報制度の導入状況
 - ・ その他団体の保有するパーソナルデータの利活用の状況
- **国際的な制度調和**
 - ・ 国際的動向への対応状況
- **企業側のニーズ**
 - ・ 企業等からの個人情報保護条例に関する相談・要望等の状況
- **地方自治との関係**
 - ・ 条例の法による一元化を含めた規律の在り方
 - ・ 国・地方の役割分担の在り方

等